

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	農業委員会事務局	
許 認 可 等 名	市街化区域内にある農地を転用する場合の届出の受理	
根 拠 法 令	農地法施行令	
根 拠 条 項	第9条第2項	
連 絡 先	(電話 621 - 5393)	
審 査 基 準	基 準	徳島県農地関係事務処理処理要綱による。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 14日(休日を含む)
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)